

はじめに

本市は歴史的に古く、数多くの文化遺産や優れた景観、豊かな自然環境に恵まれており、交通の利便性にも優れたまちです。このような良好な環境に恵まれた本市ではありますが、1970年代には都市化の進展や生活様式の変化に伴って、生活排水による河川の汚濁や近隣騒音、廃棄物の不適正処理ならびに交通公害などの「都市・生活型公害」が発生し、さらに1980年代には地球規模での酸性雨やオゾン層破壊、近年にあつては、局地的豪雨や猛暑日の増加などといった地球温暖化による影響が顕著になってきました。かつての環境問題は、騒音や悪臭、廃棄物など地域に限られた範囲での問題といえましたが、現在では、SDGs やカーボンニュートラル、海洋プラスチックごみへの対応等地球規模での対応を求められるようになってきました。

このような状況を背景として、平成5年11月に「環境基本法」が制定されて以降、平成9年には京都議定書の採択、平成27年には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及びパリ協定の採択など、環境保全に対する地球規模での気運が着実かつ急速に高まっています。わが国においても、令和3年10月に、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比46%減」を目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明し、新たな削減目標を盛り込んだ地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

本市においても、平成24年9月に制定した「櫃原市環境基本条例」に基づき、環境政策の基本的方針を定めた「櫃原市環境総合計画」を環境分野における最上位計画に位置付け、関連計画として温室効果ガス排出量の削減を目的とした「櫃原市地球温暖化対策推進実行計画」や、市内で発生する一般廃棄物の適正処理を目的とした「櫃原市一般廃棄物処理計画」などを策定しながら様々な施策を展開しています。さらに、市民・事業者・行政による連携協働を推進するために、平成22年10月にNPO、ボランティア団体、企業および行政によって櫃原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）を設立し、市域の環境保全や地球温暖化問題に関する意識啓発に資する活動を連携協働して行いながら、多くの市民に対して環境に配慮した生活行動の推進を呼び掛けています。また、近年は、本市と民間企業との間で様々な協定を締結するなど、その歩みを着実に進めているところです。

本書は、令和5年度の環境の現況をまとめたものです。本市の環境の現状をご理解いただき、より良い快適な環境づくりのため、今後も皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

目 次

第1章 檀原市環境基本条例

| | |
|------------------|---|
| 1. 市の概況 | 1 |
| 2. 檀原市環境基本条例 | 1 |
| (1) 檀原市環境基本条例 | 1 |
| (2) 檀原市環境総合計画 | 1 |
| (3) 檀原市環境審議会 | 3 |
| 3. 檀原市美しいまちづくり条例 | 3 |

第2章 水質汚濁

| | |
|------------------------|----|
| 1. 水質汚濁に係る環境基準 | 4 |
| (1) 河川における環境基準 | 4 |
| (2) 本市における環境基準水域類型指定状況 | 6 |
| 2. 水質汚濁の現況 | 7 |
| (1) 測定場所 | 7 |
| (2) 河川の概要 | 10 |
| 3. 生活排水対策 | 15 |
| (1) 生活排水の排出状況 | 16 |
| (2) 生活排水の処理フロー | 16 |
| (3) し尿収集量及び浄化槽汚泥量の動向 | 17 |
| (4) 下水道の普及率 | 17 |
| (5) 合併処理浄化槽設置整備事業 | 18 |
| (6) 環境教育・環境啓発 | 18 |
| (7) 飛鳥川流域生活排水対策推進会議 | 19 |
| 令和5年度 水質調査結果 | 20 |

第3章 騒音・振動

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 環境騒音 | 31 |
| (1) 騒音に係る環境基準 | 32 |
| (2) 自動車騒音に係る要請限度 | 33 |
| (3) 一般環境騒音測定結果 | 34 |
| (4) 自動車騒音測定結果 | 36 |
| 2. 騒音・振動に係る各種規制 | 39 |
| (1) 特定工場等規制基準 | 39 |
| (2) 特定建設作業に係る規制基準 | 41 |
| (3) 奈良県生活環境保全条例によるその他の騒音の規制 | 42 |
| 3. 騒音規制法並びに振動規制法に基づく届出受理状況 | 43 |

| | |
|---|----|
| 第4章 大気汚染・悪臭 | |
| 第1節 大気汚染 | 44 |
| 1. 大気汚染に係る環境保全目標 | 44 |
| 2. 大気汚染監視体制 | 46 |
| (1) 大気汚染常時監視結果 | 46 |
| (2) 有害大気汚染物質モニタリング調査 | 48 |
| (3) 有害大気汚染物質（優先取組物質）の測定結果 | 48 |
| 3. 光化学スモッグ対策 | 49 |
| 第2節 悪臭 | 50 |
| 第5章 公害の苦情 | |
| 1. 年度別苦情受理件数 | 54 |
| 2. 地域別苦情発生件数 | 55 |
| 3. 発生源別苦情件数 | 55 |
| 第6章 ごみ処理事業 | |
| 1. 沿革 | 56 |
| 2. ごみ処理の概要 | 57 |
| (1) 処理する一般廃棄物（ごみ）の種類 | 57 |
| (2) 計画処理区域 | 57 |
| (3) ごみ収集・運搬体制 | 57 |
| 3. ごみ排出量の推移 | 59 |
| 4. 資源物の再資源化量 | 59 |
| 5. 再資源集団回収報償金制度 | 60 |
| 6. ごみ総排出量の推移 | 61 |
| 7. 家庭用生ごみ処理機購入補助事業 | 61 |
| 8. ゴみの減量化・リサイクルに関する啓発事業 | 62 |
| (1) リユースマーケット | 62 |
| (2) 各種リユース品の還元 | 62 |
| (3) ごみの減量とリサイクル・ポイ捨て防止・ストップ温暖化のポスター及び 標語の募集・表彰 | 63 |
| 第7章 地球温暖化対策 | |
| 1. 地球温暖化問題をめぐる動き | 64 |
| 2. 橿原市地球温暖化対策推進実行計画（第3次） | 64 |
| (1) 過去の実行計画について | 64 |
| ① 橿原市地球温暖化対策推進実行計画（第1次）について | 64 |
| ② 橿原市地球温暖化対策推進実行計画（第2次）について | 65 |
| (2) 第3次実行計画の期間・基準年度・目標年度・対象 | 65 |
| (3) 温室効果ガスの対象範囲 | 65 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (4) 削減目標----- | 66 |
| 3. 市の事務事業活動に伴う温室効果ガス排出量の現況----- | 66 |
| 4. 節電対策 ----- | 66 |
| (1) 夏季の省エネルギー対策----- | 66 |
| (2) 空調室外機の日除け・室内への入熱対策----- | 67 |
| (3) 冬季の省エネルギー対策----- | 67 |
| 5. エコドライブ----- | 67 |
| 6. グリーンカーテンの取組み----- | 67 |
| 7. 公共施設の太陽光発電設備設置----- | 68 |
| 8. 橿原市地球温暖化対策地域協議会“エコライフかしはら” ----- | 68 |
| | |
| 参考資料 環境行政の概要----- | 69 |
| 公害用語の解説----- | 71 |